

M・Mの会

I. はじめに

M・Mの会では、相手を敬い、思いやりのある振る舞いで日常生活を営むうえでごみに関する問題、交通マナーや不法投棄、自転車の不法駐輪、公園などでの犬猫の糞の後始末など数多くの問題点のなかからごみ問題についてとりあげました。

収集日や分別方法について、また企業ごみや通りすがりのポイ捨て等の対策について考えました。



II. 活動の内容

ごみの種類やごみ出しのルール、また条例やその違反に対する罰則等の問題点を調査研究しました。

収集場所の管理は原則的には地先にありますが、どうすれば収集場所などの美観を保つことができるか検討してきました。

そのために資源循環局など関係機関の協力を得ながら、収集する側とごみを出す側の問題点の実態調査や確認をしながら取り組みました。

ごみと資源に関する勉強会などを通じ、何か良い案が出るよう町内会や関係機関の協力をいただきながら、どうしたら集積場所や街中、道路等の美観が良くなるかについて研究活動をしました。

1. 現地調査

地域のつどい等で出された問題の中からごみに関する意見をまとめ集積場所などの現地調査を行いました。

ごみ集積場所には分別の表示や出す曜日の表示など、地元の皆さまの管理が行き届いているところもありました。



またネットやカゴ等で管理されているところもありました。

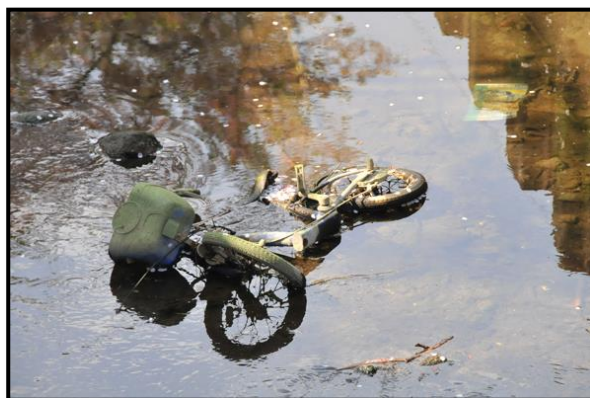
きれいに管理されている集積場所もある一方で、カラスや猫にあらされ散乱している所や分別されていないごみが収集されず、ステッカーを貼られ残されている所なども多くありました。

コンビニの袋、弁当の容器や缶などのポイ捨てとみられるごみも多くみられました。



不法投棄についても JR の敷地や公園の植栽の中、また河川の中にも自転車をはじめ色々な不法投棄もありました。

駅前などの自転車駐輪禁止地区に置きっぱなしの自転車などもあり、カゴにごみがたまっている所もありました。公園の片隅には放置自転車などみられました。



2. 資源循環局との勉強会を開催

ごみ収集場所や不法投棄の現地調査の結果をまとめ資源循環局から参加いただき、ごみを出す側と収集する側の問題点を考えることで勉強会を実施しました。



収集する立場の人からは以下のような意見がありました。

- ① 分別する事が基本
- ② 生ごみは水切りをしてほしい（積み込みのとき袋が破け汚水が飛び散ることがある）
- ③ 袋の口は必ず縛ってほしい
- ④ ネットの中やカゴ網に必ず入れてほしい（上に置くとカラスや猫にあらされる）
- ⑤ 小分けにしないでまとめて出してほしい
- ⑥ 収集場所に分別の表示板等の設置も条件がそろえば可能

M・Mの会は 27 年度にはいり「地域のつどい」で得た意見や情報をもとに現地状況などの把握と、ごみ集積場の環境とマナーについて調査を進めてきました。

ごみ集積場には 3 つのパターンがあることがわかってきました。

A・常に清潔にされている。

B・賃貸集合住宅では単身者が多く分別が不十分。

C・ごみ集積場が不特定な人に利用され分別がされていない。

M・Mの会では 3 タイプの集積場をできる限り A に近づけることはできないか B を A に近づけるために集積所利用者に処理過程を含めたごみの分別の理屈を知ってもらうため資源の再利用について勉強してきました。

3. 施設見学

資源ごみの利用やリサイクルの流れや効果について鶴見資源化センターと横浜プラスチックリサイクル工場の見学に行ってきました。



資源化センターでは VTR で全体の流れを説明していただきました。センター内はとても清潔に保たれていました。

最初は粗大ごみとして持ち込まれる家具をはじめとする可燃物の処理でした。大型の機械で 50cm 程度に破碎してベルトコンベアーで隣の焼却施設に搬送され、焼却されます。

次にアルミ缶とスチール缶、ペットボトル、ビンの仕分けを見学しました。収集した状態の袋を切り分け選別機械にのせ仕分けされます。

ペットボトルは圧縮され四角い形に梱包され製品になります。

アルミ缶とスチール缶も仕分けされ、圧縮されて梱包品になります。さらにビン類は選別機械にのせられ人の手でビンの色別に仕分けされます。

茶色と無色のビンは同じ色のビンに再生されるそうです。その他の色ガラスは建設資材などに再利用されるそうです。

粗大ごみについては 2,500 t / 年間に処理するそうです。ペットボトルは 11 t / 日を再利用業者に運んでいます。主に衣類等に再生されます。

工場では製品管理のため 1 回 / 月異物混入の点検をするそうです。



プラスチックリサイクル工場では、包装容器等にプラマークの付いている物のみ収集できるのが理想的であり、衣類などに再生され生まれ変わるとのことでした。

また、プラスチック製のものでも、商品そのもの（おもちゃ、プラモデルなど）は焼却するごみに分けられるそうです。

収集されてきた物のなかには分別されていない物もあり、ドレスなどは選別機械に絡まり故障の原因になることもあるということでした。

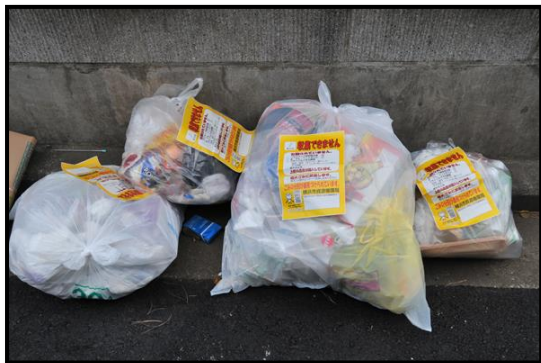
このように分別がきちんとなされ異物等の混入がなければ高品質の再生資源として利用できると思いました。

さらにM・Mの会では収集場所の状況を 2 ヶ月間調査してみました。

収集できないごみがどのくらいあるか点検してシールの貼られたもの、シールなしで残っているごみその他ポイ捨て等を点検しました。

結果として残っているごみは分別がされず、ごみ収集のあとに出されたごみ、通りがかりにポイ捨てされたごみ等があり次回の収集日まで残されておりました。

収集場所がきちんと管理されているところはポイ捨ても少ないようです。



4. 資源化推進担当係への質問と回答

資源化推進担当係への意見と要望は下記の通りです。

Q1 アパート居住者のごみ出しマナーが悪い、特に3月4月の時期、居住者の移動時期にあわせ指導啓発してほしい。

Q2 アパートのオーナーや不動産業者を通して行政から指導してほしい。

- ・3月下旬に区役所の1階で分別の相談窓口を実施している。
- ・転居届等を出しに来た人の受付番号札に、横浜市のごみの分別ルール・ごみの出し方を裏面に貼っている。QRコードに携帯をかざすと、ごみの収集日や品目等が検索できる、ホームページにもアクセスできる。
- ・アパート居住者には大学生も多いと思うが、大学側と連携して住宅の説明会でパンフを配布し資源循環局より宅建協会にご協力いただき加入している市内不動産業者に対して単身者が入居手続きの際にチラシを配布する等、周知を依頼している。
- ・地域から依頼があった場合早朝啓発（朝7時～9時頃まで）を町内の人と職員が収集場所に一緒に立ってごみを出しに来る人に啓発をしている。
- ・近隣の方から苦情があった際、職員が現地に行ってポストにお願い文とあわせ、ごみの出し方のパンフを投函する。
- ・管理会社が判れば電話をして指導をするようにお願いをする。管理会社の連絡先は現地のアパート等に貼ってある看板等で確認している。オーナーが管理している所は把握が難しい、ポスティングがメインになってしまう。

Q3 できる限り綺麗なプラのみ分別して汚れているものは燃えるごみでいいか。

Q4 分別が細かすぎて住民に負担がかかりすぎる、汚れたプラ容器を洗浄するのは大変だと思う。

- ・本当は洗って出していただくのが良いが、マヨネーズ、ワサビのような洗いにくい物は使い切っていただければプラとして出して良い。
- ・納豆の容器等は原則として容器の中に豆が入っていなければOKだが、臭い対策として軽く洗い流すと効果的。
- ・基本的には中身が残っていなければOK。

Q5 アパートの住民、町会に入っていない独身者、学生等には行政から指導してほしい、回覧板等も回らない。

- ・ 神奈川区独自で収集車で「自治会・町内会」への入会促進の呼びかけを流している。
- ・ 収集時に問い合わせがあっても対応できるよう、職員が区役所の地域振興課の電話番号を持って収集業務を行っている。(平成 28 年 1 月より)

Q6 小学生からの教育について子ども向けのチラシ等の配布について、子どもが興味を持ってくれば家庭にも浸透するのでは。

- ・ 小学校 4 年生の児童に「3R 夢学習副読本」を配布。
- ・ 学校によっては焼却工場を見学。
- ・ 収集車を学校に持ち込み出前教室をやっている。
希望があれば何時でも伺う体制はとっている。
- ・ 乳幼児健診の時にも分別やルールに関するパンフの配布。
- ・ 資源循環局から各小・中学校にお願いをしてポスターコンクールを開催。
毎年テーマを決めて実施。優秀作品が各地域に貼られている。
- ・ 子どもが興味を持ってくれば家庭にも浸透すると考えており、今後も引き続き啓発を実施していく。

Q7 資源循環局で設置していただける分別の看板をもっと PR すべきでは、又もう少し明るい色にしては、現状は黒地で目に付きにくい。

- ・ 当初は品物を貼りつけていた。
- ・ 白だと汚れが目立ったり、光って見づらいので黒にした。
- ・ 皆さんが関心を持ってくれている。常時ストックはしている。
- ・ ネットボックスは取り付けやすいが、壁等は持ち主の了解が必要。
- ・ 依頼があると事前に調査して大きさを合せて作る場合もある。
- ・ 看板は職員が収集の合間に作っている。
- ・ 現在在庫があるため色については次回の材料購入時に検討したいと思う。

Q8 分別されないごみの調査指導を徹底して早めの指導をしてほしい。

Q9 ごみ出しルールを心ある人は守るが町会やご近所が言っても無視をする人もいる。
行政の方から周知徹底をしてほしい。

- ・ 水・木曜日に開封調査を実施している。専門の作業員はいない。
取り残したごみを開封して中身を調査している。
- ・ 神奈川区で 5,000 ヶ所以上集積場所があるが、収集時に把握した分別状況の悪い所について、取り残したごみの開封調査を順番に実施している。地域から依頼があった場合は優先的に調査する。
- ・ 粗大ごみの判断
木材プラスチック製品等 50 cm未満なら燃やすごみで収集する。

金属類は 30cm 未満なら、缶、ビン、ペットボトル収集日の小さな金属類で収集する。
それ以上は粗大ごみで申し込む。

- ・ 分別指導の件数 27 年 4 月～12 月（資源循環局資料より）

項 目	件 数
集積場所調査数	381件
開封調査数	847件
名前の特定	225件
指 導	70件
過料徴収(2,000円)	無

特定出来た方のご自宅に訪問し直接お会いできたのが 70 件、お会いできなかった方に対してはポスティングをしている。

引越してきたばかりで知らなかった。奥さんによく言うておく等の弁解。

同じ集積場所で同名の人の名前はでていないのでそれ以上進まない。

送り状などは剥されているので特定が難しい。

- ・ マナーの悪い所があったら連絡すれば優先的に調査する。

Q10 年末年始の収集についてポスターが貼り出されているが、字が小さく細かくて良く見えない、町会では別途に大きなものを貼り出している現状もある。

- ・ 月・金コースと火・土コースがあり、同じ町内でも収集日が違うところがあるので難しい。
- ・ 収集日は普通どおりで、この期間はお休みです。のイメージで作った。
- ・ 局の方で一括して作成しているので今回いただいたご意見は作成している局に伝えておく。

Q11 警告ステッカーの効果について

一度出したごみはステッカーを貼られても持ち帰る人は皆無。他の方法はないか。

- ・ ご指摘の状況は把握していますが分別を一生懸命やっている人との不公平感とならないようにして行かなくてはいけない。
- ・ 今後も変わらないと思う。
- ・ 開封調査をして特定できても何回行っても留守で会うことができない。

Q12 横浜市の条例について

条例第 44 号

第 3 条 横浜市はあらゆる施策を通じて、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に必要な処置を講じなければならない。

第 8 条市長は・・・市民の意識の啓発を図るよう必要な処置を講じなければならない。

第9条市長は・・・市民の自主的な活動に対し、情報、技術等の提供その他必要な援助を行わなければならない。

上記の条文で地域の清潔を保持するために行政の義務を明示している。

条例の認識について説明を。

- ・上記のQ1～Q12の回答内容を実施し啓発活動に取り組んでいる。
- ・通常は連絡のあった所を優先に開封調査をするが、それ以外に取り残しのあった所を回って収集日報（何ヶ所・何件・取り残しの数・シールを何枚貼ったか）で把握している。

Ⅲ. 活動をふりかえって

この活動を通して町の美化について町会や行政の活動などを知ることができました。集積場所を管理されているご近所の方々のご苦勞がよくわかりました。

また行政においても、小学生の学習本での啓発や大学生への分別等の啓発の活動、地方からの転入者に対する横浜のごみ分別の指導等もしている現状もありました。

個人がこの問題に意識を持ち町の美化を意識して行動していくことが大切であると思いました。

しかし、地域のつどい等に出てくる意見は町内会ではできることはやっており、行政でなければならないことや、実効性のあるやり方を住民は求めています。

今後とも真剣に考えていただきたいと思います。

《M・Mの会 活動記録》

部会（21回）	平成26年 8/19,9/19,10/21,11/18,12/16
	平成27年 1/20,2/17,3/17,4/21,5/19,6/16,7/21,8/18,9/15, 10/20, 11/17,12/15
	平成28年 1/19,2/16,3/15,4/19
施設見学会（2回）	平成27年 10/20 鶴見資源化センター 平成27年 11/17 横浜プラスチックリサイクル工場
資源循環局勉強会（2回）	平成27年 2/17, 平成28年 3/15
調査（3回）	平成28年 4月 ごみ集積場所の良い例、悪い例の写真収集 平成28年 1,2月 委員各自のごみ収集場所の収集状況調査

全 28回の活動